

# 品川産業支援交流施設（SHIP）工房 利用規約

## 〔趣旨〕

第1条 この規約は、品川区品川産業支援交流施設（SHIP）（以下、「SHIP」という。）内に設けられた工房について、必要な事項を定めるものとする。

## 〔工房利用の要件〕

第2条 工房を利用することができるのは、次に掲げる者で、本規約のほか、品川区立品川産業支援交流施設条例および同施行規則ならびに品川産業支援交流施設（SHIP）オフィス利用規約、品川産業支援交流施設（SHIP）オープンラウンジ利用規約を遵守する者とする。

- (1) SHIP のオフィス入居企業
- (2) SHIP のオープンラウンジ会員
- (3) 一般財団法人品川ビジネスクラブ（以下、「クラブ」という。）が必要と認めた者

## 〔ライセンス制度〕

第3条 利用者が技術サポートなしで機器を利用するためには、SHIP専門職員の指導・技術サポート講座を受講し機器ごとに定められたライセンスを取得しなければならない。

2 ライセンス取得のための受講料は別表1の通りとする。また、ライセンスの発行に際しては誓約書の提出を条件とする。

3 ライセンスは個人単位で発行し、有効期限は当分の間設けない。ただし、故意または重大な過失により機器に重大な損害を与えた場合はライセンスを取り消すことがある。

4 SHIP 専門技術職員もしくは当該職員と同等以上の知識と経験がある者がクラブが認めた者のサポートを受ける場合には、ライセンス取得前でも機器を利用することができる。

## 〔工房の利用申込み〕

第4条 工房の利用を希望する者は、SHIPホームページにおいて仮予約後、SHIP専門技術職員と相談のうえ利用日時と使用機材について決定し別紙申請書を提出するものとする。

## 〔機器用料金〕

第5条 工房における機器の使用料金は、別表2のとおり。

2 機器使用の際の材料費等は、材料の種類および使用量に応じ決定する。

## 〔利用時間〕

第6条 工房の利用時間は、平日は午前9時から午後9時まで、土日・祝日は午前9時から

ら午後5時までとする。

- 2 機器利用のための準備および片付けに要する時間は、利用時間に含まれるものとする。

#### 〔工房利用の拒否〕

第7条 クラブは、利用者が下記の事項のいずれか一つにでも該当することが判明した際には、工房の利用を承認しない。

- ①他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記など事実と異なる記載がある場合
- ②使用目的、利用方法が国内法令等に抵触するおそれがある場合
- ③SHIPにおける他の利用料金等の滞納がある場合
- ④キャンセルの申し出をしないまま機器を使用しないことが複数回繰り返された場合
- ⑤機器使用に伴う持込品が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判断される場合
- ⑥その他、クラブが利用者の機器利用について不適切または不相当と判断した場合

#### 〔使用料金の精算〕

第8条 利用者は、機器使用后、使用時間および材料使用量を確定し、SHIP 職員の確認の後、使用料金を支払うものとする。

#### 〔機密保持〕

第9条 クラブは、利用者から口頭もしくは書面により開示、提供された技術情報ならびに機器利用の結果知り得た利用者の営業上技術上の情報（以下、総称して「機密情報」という。）について、利用者の書面による事前同意なしには、これらを当該機器利用以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示または漏洩することはしない。ただし、次の各号の一つに該当する機密情報についてはこの限りではない。

- (1)利用者から機密情報の提供または開示を受ける前に、既にクラブが所有または取得していたもの
- (2)利用者から機密情報の提供または開示を受ける前に、印刷物等で既に公知となっていたもの
- (3)利用者から機密情報の提供または開示を受けた後、クラブの責めによらず公知となったもの
- (4)利用者から機密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得していたもの
- (5)利用者が使用した機械内に残っていた機器作動履歴や工房PCに許可なく保存していたデータ、廃棄し忘れたメモやごみ等
- (6) 司法機関、捜査機関より正規手続きにより開示要請を受けたもの

#### 〔利用者の責務〕

- 第10条 利用者は、機器利用にあたっては、本規約のほか機器毎に定める取扱説明書およびSHIP専門職員の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。なお、SHIP専門職員の指示指導に従わず機器を正しく使用しない場合には即時に機器の使用を中止させ、次回以降の使用について許可しないことがある。
- 2 利用者は、クラブから機器利用の目的、内容等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
  - 3 利用者の故意または過失により機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生した場合、クラブまたは第三者に生じた損害の賠償責任は利用者が負うものとする。
  - 4 利用者は、機器利用申込書に記載された本人が機器を利用するものとし、第三者に機器利用させてはならない。
  - 5 利用者は、クラブの指定した場所において機器を利用するものとし、工房内から機器を持ち出すことは禁止する。
  - 6 利用者が、機器の分解、改造、設定の変更等することは禁止する。
  - 7 本施設、機器、機器利用状況等の撮影行為は、クラブの承諾を得た場合に限るものとする。
  - 8 利用者は、利用時間終了までに、機器および利用場所を利用開始前の状態（原状）に復して返還するものとする。原状に復すことなく返還を行った場合、原状の回復に要した時間を利用時間とみなし、クラブは当該時間分の料金を、利用者に対し請求するものとする。

#### 〔中止措置〕

- 第11条 クラブは、次の各号に該当するときは、利用者に対し、直ちに機器利用を中止させることができるものとする。
- (1) 利用者が本規約または機器毎に定める取扱説明書などに違反したとき
  - (2) 利用者が本規約に定める責務を怠ったとき
  - (3) 利用者の持込品が人体や環境等に悪影響を及ぼすことが判明したとき
  - (4) 前各号のほか、直ちに機器利用を中止させることが適当であるとクラブが認めるとき
- 2 前項の規定による機器利用の中止を受けた場合においても、利用者はそれまでの利用時間分の料金を負担することとする。また、クラブが損害を受けているときは、その賠償を利用者に請求することができることとする。
- 3 機器利用の中止にあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合、法令に従いクラブは公益通報を行う。

#### 〔名義使用の禁止〕

- 第12条 機器利用によって得られた結果等を、利用者が作成する広告物、チラシ、その他

第三者に提示する書面（紙面によるものの他、ウェブサイト、ブログ、SNS等を含みます。）に掲載するにあたり、本施設ならびにクラブの名義その他クラブを示す名称、呼称、シンボルマークその他の標章（以下「標章等」）を使用する場合、クラブとの協議が必要であり、協議なく掲載することを禁ずる。

- 2 利用者が前項に違反した場合、クラブは、機器利用によって得られた結果に関連して本施設ならびにクラブの標章等を使用した利用者に対して、名義使用の中止、広告等の回収、謝罪広告等の掲載および損害賠償を求めることができる。
- 3 利用者が承諾を与えた第三者が、機器利用によって得られた結果に関連して本施設ならびにクラブの標章等を使用した場合、利用者は第三者に代わり、広告等の回収、謝罪広告等の掲載および損害の賠償を行うものとする。

#### 〔免責〕

- 第13条 クラブは、機器利用による測定結果、測定数値、その他機器利用の結果については、いかなる意味においても保証を行わず、利用者が機器利用の結果を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 2 クラブは、機器利用の結果またはその利用が、いかなる第三者の特許権、実用新案権、著作権、またはその他の知的財産権等を侵害しないことを保証するものではない。
  - 3 当該工房は試作品作成の実験的な場であり、出力サービスとは異なるため、工房の利用および専門職員の指導は作品の完成を約束する者ではない。また、技術講習等は機器やソフトウェアの完全な習得ができるものではない。
  - 4 利用者がけが等の事故および損失を負ったときは、クラブの責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、クラブは一切の責任を負わない。

#### 〔不可抗力〕

第14条 クラブは、天災地変、機器の故障、輸送時の破損などその他のクラブの責めに帰する事ができない事由により契約の履行が困難になったときは、利用者に機器利用日の延期を求め、または、利用申請の取り消しを求めることができるものとする。

#### 〔権利譲渡禁止〕

第15条 利用者は、機器利用契約に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、または担保に供する等の処分をできないものとする。

#### 〔準拠法および合意管轄〕

第16条 本規約の解釈・適用は、特段の定めのない限り、日本国法に準拠するものとする。また、本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とする。

〔規約等の改訂〕

第17条 クラブは本規約ならびに機器の取扱説明書などを随時変更ができるものとする。

2 利用者は、変更した規約等に従うものとする。これに従わない場合、クラブは当該機器利用の中止または利用申請の取り消しができるものとする。

〔協議〕

第18条 本規約に定めのない事項または本規約の各条項に関する疑義については、クラブおよび利用者は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

附則 本規約は平成27年4月1日から施行する。

平成28年2月1日改定

令和元年10月1日改定

令和2年4月1日改定

令和3年6月1日改定

令和7年4月1日改定